配当公告

埼玉県吉川市中曽根二丁目一二番地八、商業登記簿上の本店所在地埼玉県吉川市中曽根一丁目四番地三　破産者　株式会社岡田工務店

右の者に対するさいたま地方裁判所越谷支部平成二十四年（フ）第八十六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金一八五、一四〇、八六五円

一、配当することのできる金額
金四八、二八三、五三八円

平成二十五年六月二十日
埼玉県越谷市越ヶ谷三丁目七番三一号
破産管財人　友田　和昭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県会津若松市東山町大字石山字院内六一五番地一、最後の住所福島県会津若松市東山町大字石山字院内六一五番地の一
被相続人　亡　安達千代枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十日
福島県会津若松市山鹿町四番四七号
相続財産管理人　司法書士　新田　直樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県佐野市堀米町一九四番地、最後の住所栃木県足利市大月町一〇四二番地二特別養護老人ホーム清明苑
被相続人　亡　中島　キヨ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十日
事務所栃木県佐野市赤坂町九六〇番地一二
相続財産管理人　弁護士　山田　実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県碓氷郡九十九村大字小日向村六一二番地、最後の住所山梨県甲府市錦町四番地
被相続人　亡　永井　順二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十日
群馬県安中市松井田町小日向六四七番地
相続財産管理人　佐藤　泰山

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市下小出町二丁目五一番地二八、最後の住所群馬県前橋市青柳町二〇九番地一〇
被相続人　亡　髙橋　勝利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十日
事務所群馬県前橋市川原町一丁目五七番地三
相続財産管理人　弁護士　増田　智之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市柏倉町一七一〇番地、最後の住所群馬県前橋市富士見町皆沢二四六番地一一
被相続人　亡　六本木悦已

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十日
事務所群馬県前橋市川原町一丁目五七番地三
相続財産管理人　弁護士　増田　智之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市三河町一丁目九〇番地、最後の住所群馬県前橋市二之宮町一三四五番地三
被相続人　亡　木暮　上栄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十日
群馬県前橋市大手町一丁目五番一一号大手町ビル二階A―五
相続財産管理人　弁護士　湯澤　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県茂原市東郷七番地一〇、最後の住所千葉県茂原市道表二番地一五　レオパレスライトハウス一〇二号
被相続人　亡　菅原　政美

平成二十五年六月二十日
群馬県安中市松井田町小日向六四七番地
相続財産管理人　佐藤　泰山

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市下小出町二丁目五一番地二八、最後の住所群馬県前橋市青柳町二〇九番地一〇
被相続人　亡　髙橋　勝利

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十日
事務所群馬県前橋市川原町一丁目五七番地三
相続財産管理人　弁護士　増田　智之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市柏倉町一七一〇番地、最後の住所群馬県前橋市富士見町皆沢二四六番地一一
被相続人　亡　六本木悦已

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十日
事務所群馬県前橋市川原町一丁目五七番地三
相続財産管理人　弁護士　増田　智之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市三河町一丁目九〇番地、最後の住所群馬県前橋市二之宮町一三四五番地三
被相続人　亡　木暮　上栄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十日
群馬県前橋市大手町一丁目五番一一号大手町ビル二階A―五
相続財産管理人　弁護士　湯澤　晃

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県茂原市東郷七番地一〇、最後の住所千葉県茂原市道表二番地一五　レオパレスライトハウス一〇二号
被相続人　亡　菅原　政美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十日
千葉県市川市市川南一丁目九番二三号京葉住設市川ビル五階　弁護士法人リバーシティ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　荒川　俊也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県津山市戸脇一四五八番地、最後の住所千葉県鎌ケ谷市東道野辺七丁目一四番五号
被相続人　亡　井尾　隆夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十日
事務所千葉県松戸市松戸一三三六番地　東風園ビル六階　誠法律事務所
相続財産管理人　弁護士　村田　純一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲府市丸の内二丁目五一一番地、最後の住所東京都昭島市つつじが丘三丁目二番一―八〇三号
被相続人　亡　駒田　義人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十日
事務所東京都日野市多摩平一丁目一一番地の四かたくり法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山本　英司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道伊達市乾町三番地、最後の住所北海道伊達市末永町一五三番地一六
被相続人　亡　鈴木　源

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十日
東京都千代田区有楽町二丁目一〇番一号東京交通会館一〇階一〇一六―二号室
相続財産管理人　弁護士　野田　宗典

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県伊東市宇佐美一九二五番地一一、最後の住所静岡県伊東市宇佐美一九二五番地の一
被相続人　亡　小泉　清光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年六月二十日
神奈川県足柄下郡湯河原町土肥一丁目一〇―二ダイアパレスST一階
相続財産管理人　弁護士　林　服子

第10期決算公告　　平成25年6月19日
札幌市中央区北1条西2丁目2番地1
北日本認証サービス株式会社
代表取締役　安彦　和之
貸借対照表の要旨
（平成25年3月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	144,135
	固定資産	671
	合計	144,806
負債及び純資産の部	流動負債	5,171
	固定負債	0
	株主資本	139,635
	資本金	96,600
	資本剰余金	2,861
	その他資本剰余金	2,861
	利益剰余金	40,173
	その他利益剰余金	40,173
	（うち当期純利益）	(8,691)
	合計	144,806